

## 【PC・タブレット端末の議会導入に関する現状調査】集計結果

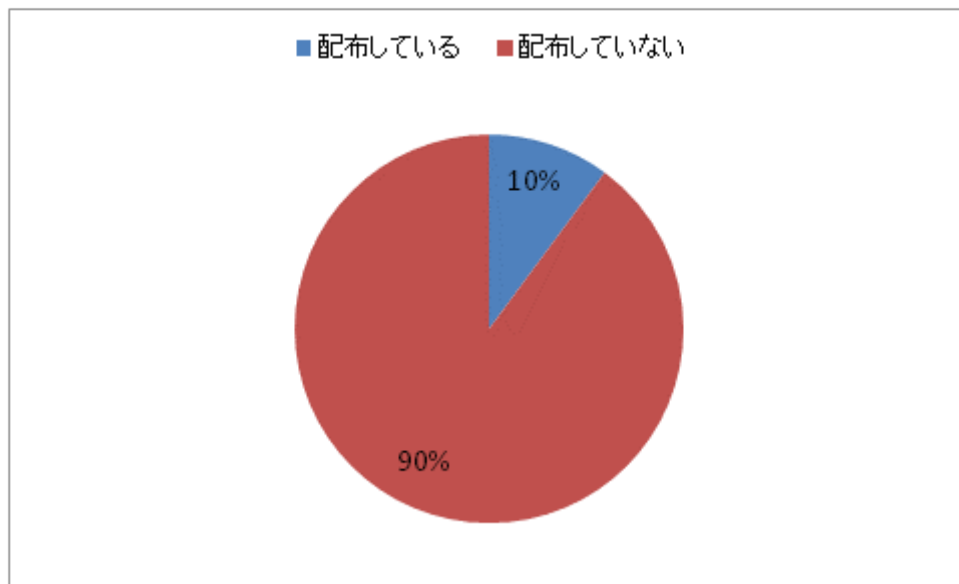
調査期間：2013年7月2日～13日 回答：799議会／1335議会（回答率60%）

早稲田大学マニフェスト研究所調べ

※今回は、参考資料作成を目的とした調査のため、対象は、早稲田大学マニフェスト研究所議会改革度調査2012に回答した1335議会とした

問1. 議員へPCを配布していますか？

質問	都道府県		政令市		市区		町村		計	
配布している	15	50%	4	25%	54	11%	7	3%	80	10%
配布していない	15	50%	12	75%	442	89%	242	97%	711	90%
計	30	100%	16	100%	496	100%	249	100%	791	100%

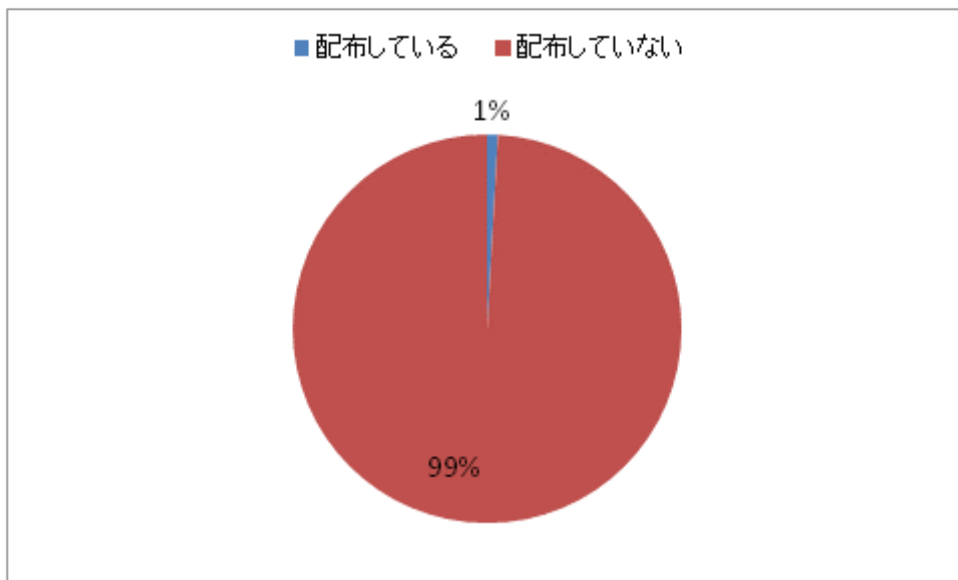


※「配布している」と回答した議会

青森県議会, 埼玉県議会, 石川県議会, 愛知県議会, 京都府議会, 大阪府議会, 兵庫県議会, 奈良県議会, 鳥取県議会, 島根県議会, 岡山県議会, 山口県議会, 香川県議会, 愛媛県議会, 高知県議会, 神奈川県相模原市議会, 新潟県新潟市議会, 岡山県岡山市議会, 広島県広島市議会, 北海道帯広市議会, 北海道名寄市議会, 北海道根室市議会, 北海道登別市議会, 北海道北広島市議会, 山形県上市議会, 埼玉県ふじみ野市議会, 東京都千代田区議会, 東京都台東区議会, 東京都杉並区議会, 東京都板橋区議会, 東京都葛飾区議会, 東京都三鷹市議会, 東京都府中市議会, 東京都東村山市議会, 東京都国立市議会, 東京都東久留米市議会, 東京都多摩市議会, 神奈川県横須賀市議会, 神奈川県平塚市議会, 神奈川県藤沢市議会, 石川県金沢市議会, 石川県加賀市議会, 岐阜県関市議会, 静岡県三島市議会, 愛知県豊橋市議会, 愛知県一宮市議会, 愛知県豊田市議会, 愛知県安城市議会, 愛知県大府市議会, 愛知県みよし市議会, 三重県桑名市議会, 三重県名張市議会, 京都府長岡京市議会, 大阪府岸和田市議会, 大阪府高槻市議会, 大阪府茨木市議会, 大阪府八尾市議会, 兵庫県伊丹市議会, 兵庫県相生市議会, 兵庫県宝塚市議会, 兵庫県高砂市議会, 兵庫県小野市議会, 広島県三次市議会, 山口県下関市議会, 山口県山口市議会, 山口県防府市議会, 愛媛県宇和島市議会, 愛媛県新居浜市議会, 高知県高知市議会, 長崎県長崎市議会, 長崎県佐世保市議会, 大分県杵築市議会, 鹿児島県鹿屋市議会, 北海道和寒町議会, 岩手県滝沢村議会, 埼玉県嵐山町議会, 神奈川県葉山町議会, 神奈川県真鶴町議会, 石川県津幡町議会, 福井県おおい町議会

問2. 議員へタブレット端末を配布していますか？

質問	都道府県		政令市		市区		町村		計	
配布している	0	0%	0	0%	5	1%	2	1%	7	1%
配布していない	30	100%	16	100%	492	99%	248	99%	786	99%
計	30	100%	16	100%	497	100%	250	100%	793	100%

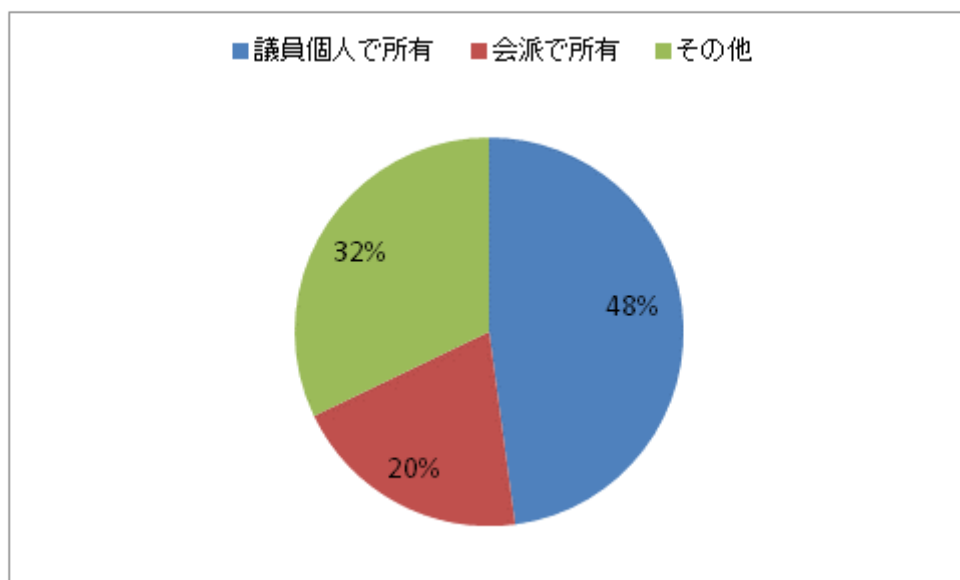


※「配布している」と回答した議会

埼玉県飯能市議会,埼玉県新座市議会,東京都中野区議会,神奈川県逗子市議会,岐阜県関市議会,北海道上士幌町議会,沖縄県竹富町議会

問3. 上記1、2以外で該当するものがございましたら選択ください。

質問	都道府県		政令市		市区		町村		計	
議員個人で所有	12	35%	6	32%	195	45%	67	67%	280	48%
会派で所有	10	29%	6	32%	99	23%	2	2%	117	20%
その他	12	35%	7	37%	138	32%	31	31%	188	32%
計	34	100%	19	100%	432	100%	100	100%	585	100%



※「その他」の回答内容

<全議員に配布>

- ・全議員に配布している

<政務活動費で購入等>

- ・政務活動費で全議員が iPad を契約
- ・会派の政務活動費で購入
- ・政務活動費（政務調査費）の用途基準内で会派で PC またはタブレット端末を所有するケース有
- ・政務活動費で PC を購入している会派がある
- ・政務活動費で会派として PC をレンタル・リースすることができる
- ・政務活動費で購入することを認めている
- ・政務調査費で PC、タブレットを購入

<委員会室に設置>

- ・委員会室（3カ所）に各1台のPCを設置している

<議会図書室に設置>

- ・各議員への配付ではないが、議会図書室に議員用 PC を設置している。全員ではないが、個人で PC またはタブレット端末を所有している議員もいる
- ・図書室に議員用 PC を設置している
- ・議会図書室に議員共有パソコンを1台設置
- ・議会図書室及び議長室に PC を設置している。議員向け wifi スポットを開設している
- ・議員個人または会派で PC を所有している。議員図書室に PC を一台設置している

<議会事務局内に設置>

- ・議会事務局に議員用 PC 1台設置している
- ・議会事務局に議員用 PC を設置（1台）
- ・議会事務局内に、議員用のノート型パソコンを2台用意している

- ・議会事務局内に議員用PCを1台設置。会派室にインターネット回線を引いている
- ・議員用として議会事務局に2台設置
- ・事務局内に議員用のPCを設置している

<共用>

- ・議員共有のPCを事務局に設置している
- ・議員共用PCとして3台設置している
- ・議員が会議の映像編集及び広報の原稿作成に使用する専用PCを設置
- ・議員に貸与用としてPC2台を用意
- ・議員全員で使えるPCを1台用意している
- ・議員用として、1台パソコンを配置している
- ・議員用に2台PCを設置している
- ・全議員供用PC1台を配置

<議場内のみ使用>

- ・議場内のみ使用としてタブレットを配布している

<議長室・控室等に設置等>

- ・正副議長にPC各1台設置、一部会派でPC所有、議員用として事務局内に1台PC設置
- ・正副議長室及び各会派控室（無所属控室含む）にパソコンを1台ずつ（人数に応じ増設）市執行部から借用し、配置している
- ・議長室にPCを配置している
- ・議長室に設置している
- ・議長室及び各議員控室にPCを1台設置している
- ・議長室及び議員控室に各1台設置している
- ・議長室・議員控室にPCを設置している
- ・7会派室に5台のPCを設置している
- ・会派の控室にPCを設置している
- ・会派控室に1台PCを設置している
- ・会派控室にPCを1台設置している
- ・会派控室にPCを設置している
- ・会派控室にPCを設置している。議員個人の所有は把握していない
- ・会派控室にPCを貸与している
- ・会派控室にパソコンを配付している（概ね3人に1台）。議員個人、会派所有のパソコンについては把握していない
- ・会派控室にリースしたPCを設置している
- ・会派控室に各1台のパソコンを配置
- ・会派控室に個人所有端末の持ち込みは議会運営委員会理事会の申し合わせで許可をしている
- ・会派控室に事務局でPCを設置
- ・会派控室に設置
- ・会派控室に備品としてPCを配置
- ・会派控室のPCは政務活動費でリース又は購入され、庁内LANに接続しています。（私物PCはセキュリティ上接続禁止としています）タブレット端末は私費で議員個人が購入されているようです
- ・会派控室へPCを設置している
- ・会派控室へPCを配布している
- ・会派室1室につきPC1台を行政側から貸与している
- ・会派室にPCを設置しております
- ・会派室にPCを配布している
- ・会派室にパソコンが備え付けてある
- ・会派室にパソコンを設置している
- ・会派室に設置している
- ・会派単位で、議員控室へ1台ずつ設置している。会派ごとにメールアドレスもあり

- ・各会派の控室にPCを設置している
- ・各会派控え室に1台PCを貸与している、正副議長は各1台
- ・各会派控え室にPCを一台ずつ配置
- ・各会派控室に1台ずつPCを設置し、使用できる状態になっています
- ・各会派控室にPC1台を貸与している
- ・各会派控室にPCを1台設置している
- ・各会派控室にパソコンを1台ずつ設置している
- ・各会派室に1台PCを配布している
- ・各会派室にPCを設置
- ・各会派室にPCを設置
- ・議員控え室にPCを配置している
- ・議員控え室に共有で使用できるPC（ネット接続済）を設置している
- ・議員控室（空室）にPCを1台設置しています
- ・議員控室・会派控室・正副議長にPCを配置している
- ・議員控室に1台
- ・議員控室にPC1台を設置している
- ・議員控室にPC1台設置
- ・議員控室にPCを1台設置している
- ・議員控室にPCを2台設置している
- ・議員控室にPCを一台設置している
- ・議員控室にデスクトップパソコンと配置している
- ・議員控室に議員専用として1台ノートパソコンを配置
- ・議員控室に市有パソコンを1台設置している
- ・各会派(無所属含む)の議員控室に県でPCを設置。なお、平成13年度から18年度の間には全議員にPCを配付したが現在は行っていない
- ・各控え室のインターネット回線については議会で環境を整えています
- ・全員には配布していないが議員用として議員控室等に2台設置している
- ・公費で会派室にPCを設置している
- ・控室に市のパソコンを設置している
- ・市が控室にPCを設置。会派ではPCやタブレットは所有していない
- ・市が提供する会派控室にPCを設置している
- ・議員用にPCを3台議員控室に備え付けている
- ・個人で所有している議員もいるが、個人毎の所有の有無は未確認。また、公費で各会派の控室等に供用PCを設置している
- ・特に調査はしていないため、完全に把握はしていませんが、議員個人でPCまたはタブレット端末を所有していると思われます。また、議会全体の対応として、PCを5つの会派室にそれぞれ1台ずつと、議員図書室に1台、合計6台設置しています

#### <会派に配布・貸与等>

- ・会派（無所属含む）へ県所有のPCを貸与している。※議員個人の所有状況は確認していない
- ・会派【一人会派含む】にPCを配布している
- ・会派ごとにPCを配布
- ・会派ごとに一台ずつPCを貸与している
- ・会派でPCまたはタブレット端末を貸出している
- ・会派にPCを1台配付している
- ・会派にPCを一台ずつ備え付けている。議員個人のPC又はタブレット端末の所有状況は把握していない
- ・会派にPCを配付している
- ・会派にPCを配布している
- ・会派にPCを配布している
- ・会派にPCを配布している
- ・会派に対し、パソコン1台を支給している
- ・会派に対し1台ずつPCを配布している

- ・会派へPCを1台ずつ配付している
- ・会派へPCを配布している
- ・会派へPC配布
- ・会派へデスクトップPCを配布している
- ・会派毎にPC1台ずつ配布
- ・会派用のPCを配付している
- ・各会派ごとにPCを1台ずつ貸与（各会派控室に設置）
- ・各会派で配布されているパソコンと別のパソコンを所有している
- ・各会派にPCを1台配布している
- ・各会派にPCを配布
- ・各会派にノート型パソコンの貸出しをしている
- ・市が管理しているPCを会派ごとに貸与している
- ・市の備品として会派ごとにPCを貸出している
- ・事務局から会派へ貸与している
- ・事務局が管理するノートパソコンを会派へ貸し出す。事務局が、デスクトップPCを各会派に1台設置している
- ・事務局で購入し、各会派に1台設置
- ・庁内LANに接続するPCを会派に1台配付している

<一部が所有等>

- ・一部の会派で所属議員へタブレット端末を配布している
- ・一部の議員、または会派では、PCまたはタブレット端末を所有している
- ・一部の議員が議員個人でタブレット端末を所有している
- ・一部の議員は、個人でPCまたはタブレット端末を所有している
- ・一部の議員は個人でPCを所有している
- ・一部の議員個人でPCを所有している
- ・一部議員がPCを所有している
- ・一部議員が個人でPCまたはタブレット端末を所有している
- ・全議員が所有しているわけではありません
- ・会派または議員個人でPCまたはタブレット端末を所有している
- ・会派または議員個人でPCを所有している
- ・会派及び議員個人で、PC、タブレット端末を所有している
- ・会派又は個人でタブレット端末を所有しているところもある
- ・全議員、全会派ではない
- ・議員は、私費で購入した個人所有のもの。会派は、購入形態は会派によって異なる
- ・PCを使える議員はPCまたはタブレット端末を所有し、委員会等でも活用している

<個人が所有等>

- ・議員個人が自宅のパソコンでインターネットを利用して調べもの等を行っているようです（議員10人中2人程度）
- ・議員個人が自宅等でPC等を所有している
- ・議員個人でPCまたはタブレット端末を所有している（あくまでも、議員個人宅で使用）
- ・議員個人でタブレット端末を所有している（一部の議員）
- ・議員個人で所有している方も居るがすべてではない
- ・個人
- ・個人でPCまたはタブレット端末を所有している議員がいます。また、各会派に1台PCを貸与しています
- ・個人でタブレット端末を所有している議員もいる
- ・個人では数人所有している
- ・個人で持っている議員もいる
- ・個人で所有している
- ・全て把握はしていないが、個人で所有している議員もいる
- ・全員ではないが、議員個人でPC、タブレットを所有している

<所有していない等>

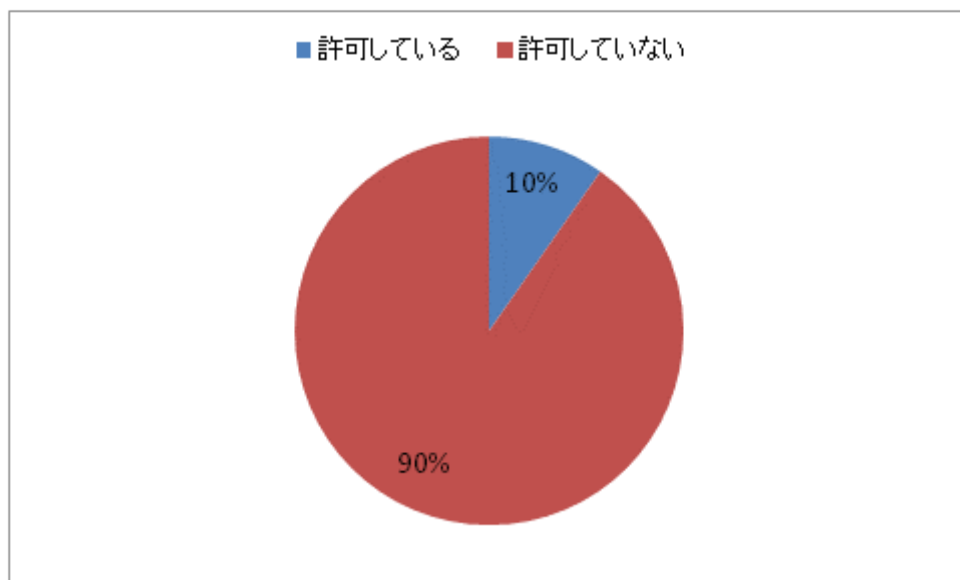
- ・所有していない
- ・所有していない
- ・調査はしていないが、まだそういった動きはない

<把握・確認していない等>

- ・事務局では、議員個人、会派での PC 所有について把握していない
- ・議員個人及び会派での PC 等の所有状況は把握していない
- ・議員個人及び会派で所有しているか確認していない
- ・会派はなく、議員個人の所有については把握していない
- ・全議員・全会派で所有しているかは把握していない
- ・一部の個人及び会派での所有は把握しているが、全議員・全会派の所有の有無については、把握していない
- ・端末の保有状況は把握していない
- ・事務局で把握していない（会派で PC を所有している例については把握しているものもある）
- ・会派・個人所有については把握していない
- ・PC・タブレット等の所有の確認は行っていません
- ・PC またはタブレットの議員個人の所有は把握していない
- ・会派または個人分については把握していない
- ・調べていないのでわからない
- ・把握していない
- ・把握していない
- ・把握していない
- ・把握していない
- ・把握していない
- ・不明
- ・議員や各会派の所有物については不明
- ・確認していない
- ・個人所有については把握していない
- ・個人的に PC を所有している議員の数は把握していません
- ・議員個人で所有している可能性はあるが、事務局では把握していない
- ・議員個人で所有している端末については、事務局での把握はしていません
- ・議員個人の所有については、把握していない。会派制は取っていない
- ・議員個人の所有状況については、把握しておりません
- ・議会事務局では把握していない
- ・議会事務局としては関知していない
- ・事務局では把握していません
- ・議員個人の所有状況は把握していない
- ・議員個人や会派で、PC 又はタブレット端末を所有しているケースは見られるが、全個人や全会派について、正確に把握していない

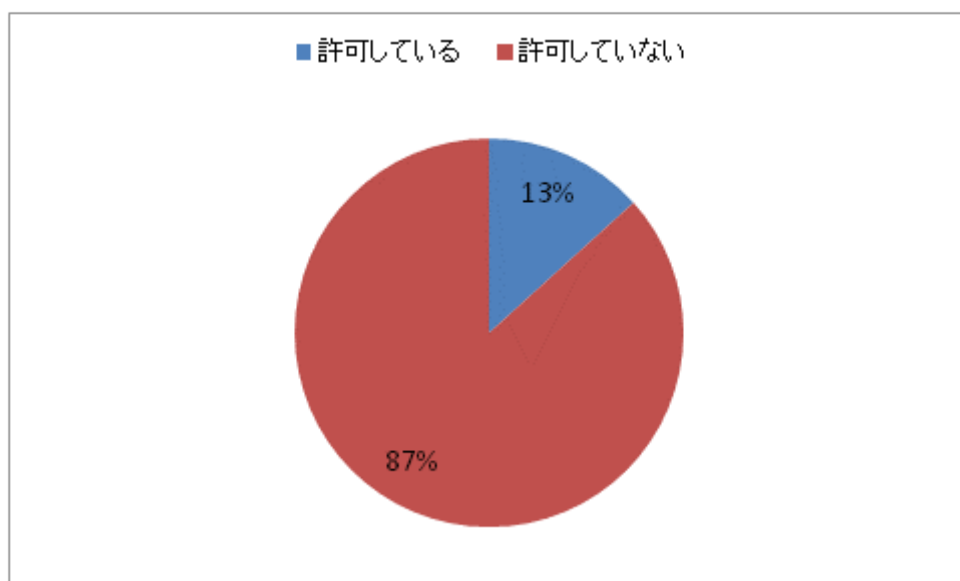
問4. 議場へのPCやタブレット端末の持ち込みを許可していますか？

質問	都道府県		政令市		市区		町村		計	
許可している	1	5%	2	13%	46	10%	21	9%	70	10%
許可していない	21	95%	13	87%	409	90%	210	91%	653	90%
計	22	100%	15	100%	455	100%	231	100%	723	100%



問5. 委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みを許可していますか？

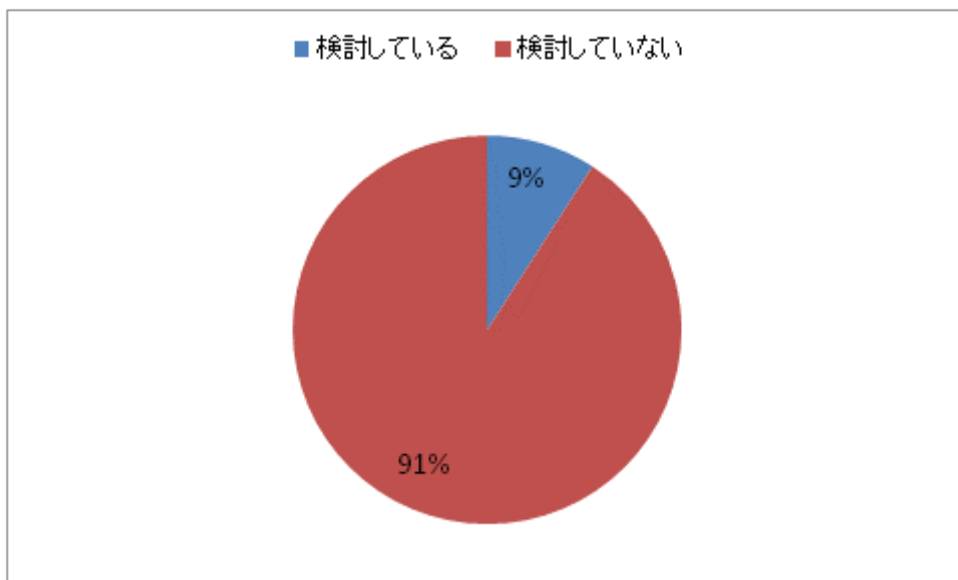
質問	都道府県		政令市		市区		町村		計	
許可している	4	18%	1	8%	52	12%	38	16%	95	13%
許可していない	18	82%	11	92%	397	88%	193	84%	619	87%
計	22	100%	12	100%	449	100%	231	100%	714	100%





問6. 現在、PC やタブレット端末の導入を検討していますか？

質問	都道府県		政令市		市区		町村		計	
検討している	2	7%	1	6%	54	11%	13	5%	70	9%
検討していない	27	93%	15	94%	428	89%	230	95%	700	91%
計	29	100%	16	100%	482	100%	243	100%	770	100%



7. 備考:そのほか、何かございましたらご記入ください

<検討等>

- ・議会としての検討には入っていませんが、議員からの個人的な要望はあがっています。今後検討していく時期がくるのではないかと考えています
- ・議会改革でインターネットのライブを検討している
- ・議会改革をめざし、議会基本条例を策定するため、本年より議会基本条例策定特別委員会を設置。基本条例策定に取り組む中で、議会の ICT 化による議会改革について、今後検討していくこととなると思われます
- ・議員よりペーパーレスを進める資料の電子化を検討する動きがあり、今後は PC やタブレット端末の導入について検討する必要があると感じている。議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは申し入れを受けた事例がない
- ・現在、議員から Wifi 環境の整備についての要望がっております
- ・導入は検討していないが、要望は出ている。導入にあたり必要な環境整備は？
- ・平成 25 年 6 月 27 日設置の議会改革特別委員会で上記内容について検討する可能性がある
- ・5.6.ともに話題に上り、議会として今後検討（予定）
- ・6については、今後の議会運営委員会において調査項目とする予定である
- ・6に関しては、議会運営委員会理事会で導入も含め検討している。ただし導入するにしても配布ではなく貸与という形になると思われる
- ・7月5日までの試行中。その後導入について検討
- ・PC やタブレット端末の導入は今後検討していく予定
- ・PC やタブレット端末の導入の具体的な協議・検討はこれから
- ・PC やタブレット端末の導入は検討される見込み
- ・PC やタブレット端末の導入は今後検討する予定
- ・PC やタブレット端末の導入は議員より話はあるが、本格的な検討は現在行っていない
- ・PC やタブレット端末の導入は議会改革推進会議で議題になったことはあるが、具体的な検討はなされていない

- ・PCやタブレット端末を議場や委員会室に導入する目的やメリットがはっきりしていないため、検討をしていない。(執行部の答弁用の資料を表示したり、議案をデータとして入れておくということであれば、PCやタブレット端末を積極的に使用すべきとは思われない。)併せて、仮に、会議の中でこれらを使用するというのであれば、「ここが」「こういうふうに」など、後日、会議録として読んだ場合に、不明瞭な記録となる発言が増加する可能性が高いこと。(既に先行導入した市から聞き及んでいる)。また、使用した文書や画像等を議事録へ添付すべきかどうか等、検討事項すべき点が多いと考える。議会は言論の府であるので、議論は言語で行うべきであるのが基本であり、ICTを活用することに異を唱えるものではないが、後日、どういう議論が行われたかがわかるような対処をした上で導入すべきと考える
- ・タブレット端末等については検討していない
- ・以前、持ち込みについて全員協議会の議題にはなりましたが、時期尚早ということで見送りました
- ・一部の議員から今後導入したらどうかとの意見はある
- ・過去に、本市議会内で協議・検討した経過はあります。※平成21年8月、議長から議会運営委員会へ議会運営について諮問した中に「議会のあり方について」という項目があり、さらに、その検討項目に「本会議場・委員会室へのPCの持ち込みを認めるとともに、取り扱い要項を定める」というものがありましたが、それに対する議会運営委員会からの平成22年11月の答申は、「現状においてはIT環境の課題がある中で、将来的な検討に留めることとする。」という内容になっています
- ・過去に議員から導入に向けた意見もあったため、今後検討する可能性あり
- ・議員から議会のICT化についての要望があるが、具体的な検討段階には入っていない
- ・検討をしなければならないのではないかと問題提起があり、全員協議会等の開催を考えている。議場や委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは議員より持込許可申請がないのでどちらとも言えない。
- ・検討課題として提案されたことはあるが、実現に至らなかった。議場や委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは関知していない
- ・現在、事務局内でPCやタブレット端末の導入について、検討をすべきかどうか協議を始めるところです
- ・現在は、具体的な検討はしていない。今、議会のありかた等について検討をはじめたところなので、この件についても協議される課題の一つとは思われます
- ・今後、検討される予定。(検討時期等未定)
- ・導入の検討までは至っていないが、一部の議員から導入について検討してみてもどうかと言うような話がでてくる
- ・議員の中には、タブレット端末の活用をという意見はあった。しかし、ほとんどの議員がPC・タブレットというものの意識が低いので、導入にはまだまだ時間を要する
- ・議場・委員会室へのPC・タブレット端末の持込の声も議員から上がっているが、まだ検討段階には至っていない

#### <PC・タブレット端末の貸与・配布等>

- ・タブレット端末は試行で一部に配布している。委員会室へは議会で配付したタブレットのみ、例外で持ち込み可としている
- ・会派の控室には、情報閲覧用PCとしてノートPCを設置している。(無所属は図書室設置のPCを使用)現在、タブレットの配布は決定しており、具体的な運用について協議中である。会議資料閲覧用として、iPad導入を決定していることとあわせて、会議に持ち込めるよう関係規定等の整備を検討している。
- ・議員に貸与しているタブレット端末は、執行部側が例規集の代替として、貸与しているものである。現時点では、例規検索以外の使用は認めていない
- ・議員へのPC配布は会派に1台。平成25年3月より、タブレット端末を導入
- ・平成24年4月～2年契約でタブレット端末を全議員に配布した。平成25年度末で契約で終了するため、その後について検討中
- ・PCは会派単位で貸与している。議会基本条例制定を進める特別委員会分科会(非公式、傍聴可)において、委員会資質へのPC、タブレット等、委員並びに傍聴人ともに自由に持ち込み可とした

- ・議会事務局備品PC 3台・iPad 2台。議員へのタブレット端末配布は、公費（備品）ではしていない。そのほか、参考添付資料あり
- ・議会図書室に閲覧用のパソコンを設置
- ・1. については、会派に一台ずつ配布している
- ・1. の回答については、会派に1～2台配布
- ・1については、希望する会派に配布している。（平成25年度限りで終了）
- ・PCについては会派で所有しているところもある
- ・PCについては配布済み。タブレット端末については検討していない
- ・PCは各会派に1台貸出
- ・PCやタブの配付は行っていないが、議員控え室にデスクトップ型PC 2台を設置し、常時使用できるようにしている。（常時インターネットネット接続可能）
- ・会派へPCを配布している
- ・議員へPCは個人には配布していないが会派ごとに1台ずつ配付している
- ・議員へPCを貸与している。（※平成25年第3回定例会より委員会におけるPC等の使用可能に）
- ・議員へのPC配布は、全員配布していない（基準により配布している）。委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、特に定めはないが、持ち込まれた場合もある
- ・議員へのPC配布は、会派控室内の各議員の席に、議員1人につきノートパソコン1台を設置
- ・議員へのPC配布は会派に1台
- ・議員へのPC配布は個別ではなく、議員の控え室に2台設置している。議場や委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは許可を求められた事例はない
- ・パソコン室を設け、PCを3台設置している
- ・会派に1台ずつPCを配付
- ・会派にPCを配布している
- ・各会派室に1台ずつPCを配置している。（会派に属していない無所属議員にも会派室の割り当てがある
- ・議員へPCを配布は、5人に1台の割合で配布。PC1人1台配布やタブレットについて検討中
- ・議員へのPC配布は会派ごと控室に設置している
- ・議員へのPC配布は会派室に1台設置
- ・議員へのPC配布は希望者に貸与している
- ・議員控え室と、会派控室（7会派）に1台ずつ、PCは配布している
- ・議員控え室に共有のパソコンを2台設置
- ・議長のみPCを配布
- ・議長及び各会派に1台ずつPCを配布している
- ・現在、会派にPCを公費で設置している
- ・事務局が管理するノートパソコンを会派へ貸し出す。事務局が、デスクトップPCを各会派に1台設置している
- ・正副議長及び各会派に公費でPCを配布しています。タブレット端末の公費での配布はありません。私物のPC又はタブレット端末のネットワークへの接続は認めていません。議場は、電源及びネットワークに接続できる環境がありません。また、現在のところ、持ち込みを認めた事例はありません。パソコンについては、説明のためプロジェクターを使用する場合等は許可しています。また、議会事務局の職員が職務のためパソコンを持ち込むことがあります。公費での導入の是非、会議規則や傍聴規則との関係等について、引き続き検討しているところです。
- ・「議会だより」発行を行う為の議会広報編集委員会に1台PCを渡しています
- ・議会としてPCが1台貸与されている。議場へは、議長の許可を得た場合、議会に貸与されているパソコンのみ持込可。委員会室へは、委員長の許可を得た場合、議会に貸与されているパソコンのみ持込可

#### <PC利用の不慣れ等>

- ・PCの利用に不慣れ
- ・PCを打てない議員さんが複数名います

- ・スマホでさえ持っている方は少なく、PCやタブレットを活用できる人はほとんどいません。そのため、現在、何も話しは出ていない。ただ、地元選出の群馬県議が県議会から調査等に活用していることは知っていると思われる（一部の方）

#### <PC・タブレット端末の持ち込み>

- ・特に規定はしていないが、議場や委員会へのPCの持ち込みは遠慮していただいている。ただし、タブレット等携帯端末は持ち込み可としている
- ・議場において表決及び議案・陳情・例規集閲覧等にタブレットを活用している
- ・議会日より編集委員会は全員がパソコンのできる議員のため、各自個人のパソコンを持ち込みパソコンでの編集会議を行っている。パソコンのできる議員とできない議員(導入にはやや否定的な面があり)との差があるのが問題である。また、財政面での問題も先日は議員有志でタブレット端末の研修を行った。まずタブレット端末に慣れるよう何名かの議員は個人でタブレット端末を購入している
- ・任意の会議はタブレットを認めている。本会議、委員会、全員協議会 については議会活性化特別委員会の中で検討中
- ・質問4・5について、議員が個人的に所有するPC等の持ち込みについて、委員会においては、平成23年3月定例会から可能として、本会議においては、平成24年3月定例会から、いずれも試行的に可能として運用している
- ・本会議及び各委員会へのパソコンの持ち込みは、制限付で許可しています。1.音が出ないタッチパネル式のパソコンを使用。2.一般質問等の原稿、資料、メモに使用。3.条例、会議録、用語、他市の事例等の検索に使用・メールは使用禁止。となっています。また、当局側からの要望で、本会議及び各委員会の議案質疑の際にノートパソコンの持ち込みを許可しています。(現在の持ち込みは、本会議、委員会ともに各2台)
- ・議員の中でスマートフォンを会議に持ち込み使用している者もいるが、黙認しているのが実情です
- ・議場や委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは禁止する規定もないので要望があればその都度判断することになると考えます。全国市議会議長会で同種の調査を毎年行っており、調査結果が全国市議会議長会HPに掲載されています。  
<http://www.si-gichokai.jp/official/research/jittai23/pdf/jittai231231-21.pdf>
- ・議場及び委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みについて、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会の協議結果に基づく取り組みの実施依頼項目の1つとして「パソコン等の持ち込み」について、今までも必要に応じて市会運営委員会で協議されていることから市会運営委員会で協議すべきであるとされたことを受け、平成25年6月20日開催された市会運営委員会理事会において「必要に応じて協議する」との決定がなされた
- ・現在、議員の「議場へのPCの持ち込みは試験的に実施する」と申し合わせ事項になっている
- ・4. 5. に関しては現在そのような実態や要望がない状態ですので、明確なルールはありません
- ・IT機器の持ち込みの可否についての規定はないが、実態として持ち込みはない。携帯電話については、議会運営に関する申し合わせ事項に「原則として、議会の会議中（委員会を含む。）は携帯電話の電源を切ること。」との規定がある。なお、会議規則に「議場（委員会室）に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長（委員長）の許可を得たときは、この限りでない。」との規定がある
- ・4. 5. については、現在のところ事例がありません
- ・4.5.は議員から特に要望がない
- ・4. 5.については特に定めていない
- ・4・5について、これまで議場や委員会室へのPC・タブレット端末の持ち込み許可願はありません
- ・No4、5については、規則、条例での規定はありません
- ・PCやタブレット端末の持ち込みについては、明確なルールが定まっていないため、現状では認められているとはいえない状態である
- ・PCやタブレット端末の持ち込みについては、明確な規定がなく申し合わせにもなっていない

- ・PCやタブレット端末の持ち込み等に関する規定無し。持ち込み実績無し
- ・PCを本会議や委員会に持ち込む議員はいないが、タブレット端末を本会議や委員会に持ち込む議員はいる。特に規定を設けていないので許可をしているかどうかはいえない
- ・議場や委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、議長や委員長が特に許可した場合のみ可
- ・これまで議員から議場・委員会室にPC・タブレットを持ち込みたいとの申し出はない
- ・これまで議場へのPCやタブレット端末の持ち込みの可否についての事案が無いため、質問4及び5については回答しておりません
- ・以前検討し、議場等には持ち込まないことを確認
- ・委員会での使用については、一部許可、一部試行的許可、都度諮るなどを行っているが、本会議場への持ち込みや配布などは検討していない
- ・委員会において、職員のPC持ち込みは認めています
- ・委員会はパソコン等の持ち込みを許可していないが、非公式の区議会だより編集委員会については、申し合わせにより全委員がパソコン等を持ち込み、電子データの資料により、審議している
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みについて、常任委員会、特別委員会では持ち込みの事例はないが、広聴広報委員会においては、資料等をデータで閲覧するため、委員によるPCの持ち込みを行っている。また、本市では、PCやタブレット端末の導入については検討を行っていないが、会派控室について、議員個人または会派のPC等が接続可能なケーブルテレビ回線を利用した無線LANを公費で設置している"
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、委員長判断で、黙認している
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、許可していないが、許可した事例はある
- ・議会広報広聴常任委員会についてはPCやタブレット端末の持ち込みを許可している
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、予算特別委員会及び決算特別委員会のみ、委員のPCの持ち込みを許可している
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、委員長許可
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、規程はない
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、許可していないが、議会改革推進特別委員会のみ端末の持ち込み可
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、取り決めがない
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、委員長の判断による（許可事例あり）
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、委員長許可による
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、規定はないが、希望があれば許可する
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、議会運営委員会でメモ等に使用するための持ち込みを試行中
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、議会広報委員会での原稿作成のみ許可
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、原則許可していない ※特例で認めた例があります
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、広報常任委員会のみ許可している
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは、持ち込み申し出の事例がないため、現在のところ検討していない。不明
- ・委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みを許可しているのは、議員のみ。
- ・委員会室へのタブレット端末の持ち込みについて、議会運営委員会において検討中
- ・委員会室への許可は試行的に実施しているもので、本年度中に会議規則を改正して本格的に実施する予定です。議場への持ち込みは、委員会室での状況を勘案してからということになっています
- ・過去にPC等の持込についての許可申請を受け付けた実績がありません
- ・過去に議員から導入に向けた意見もあったため、今後検討する可能性あり。議場や委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは議員からの申し出がないため、特に規定していない
- ・議員へPCを配布は貸与。議場や委員会室へのPCやタブレット端末の持ち込みは「議会運営上の申し合わせ事項等」において、「携帯電話は議場へ持ち込まない」こととされており、「PC・タブレット」についてもこれに準じた取扱としており、委員会についても

同様としている

- ・議場への PC やタブレット端末の持ち込みは、(PC やタブレットが写真機や録音機等の範疇に入るならば) 許可していない。委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、許可している (委員会議事録作成用として職員が持ち込むもののみ)
- ・議場への PC やタブレット端末の持ち込みは、①プレスの方の持ち込みを許可しています。②現在 I T C 化に対する調査中
- ・議場への PC やタブレット端末の持ち込みは、一般質問時の議場ディスプレイへの補助資料の表示及びそのためのパソコン持ち込み
- ・議場への PC やタブレット端末の持ち込みは、持ち込みたいとの申し出があった場合は、議会運営委員会において可否を協議することになると思われるが、事例はない。委員会室は、市役所のペーパーレス化の取組について質疑をする際に、事例として示すための「資料」として iPad を持ち込みたいとの申し出があり、認めた例が 1 件ある
- ・議場への PC やタブレット端末の持ち込みは事例なし。委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは委員会の判断で許可している委員会あり
- ・議場への PC やタブレット端末の持ち込みは特に取り決めはしていない。また、委員会室を持っていない
- ・議場への PC やタブレット端末の持ち込みは報道関係は可
- ・議場への PC やタブレット端末の持ち込みは解釈による (「議場に入場する者は～録音機の類を携帯してはならない」綾町議会会議規則より)
- ・議場への PC やタブレット端末の持ち込みは携帯電話は禁止しているが、PC・タブレット端末については基準なし
- ・議場への PC やタブレット端末の持ち込みは申し込み事例なし
- ・議場への PC やタブレット端末の持ち込みは前例がないため、議会運営委員会で協議後、議長許可による。委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは前例がないため、委員長許可による
- ・議場への PC やタブレット端末の持ち込みを許可するか検討中
- ・議場への PC 持ち込みに関しては下記のとおり。①例規類のペーパーレス化が行われたが、議員より本会議中における例規類の閲覧希望があった。②例規類を閲覧する手段として、議場にコンセントを設置し、行政の備品 PC を議員の人数分配備することにより、例規の閲覧を可能とした。③あくまでも例規類を閲覧する手段として PC の持ち込みを可能としたもので、PC の取り扱いについては会議規則等において具体的に明記されたものはない。以上のことから、調査の趣旨とは異なると思われませんが、本町議会の実態としてご報告とさせていただきます
- ・議場への持ち込み許可は、タブレット端末のみ。議場や委員会の持ち込みは H26.3.31 まで試行的に実施している
- ・議場モニタに PC よりパワーポイント等の映像出力できる設備はあるが、議運等で検討されたことはない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みの可否についての規定がない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みの可否に関する規定はないが、当面認めないこととしている
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、議長や委員長の許可による
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、議長や委員長の許可を得れば許可している
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、規定がない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、規定はなく、過去に持ち込みについての申し出もないため協議されていない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、現時点では、特に要望等がないため、要領等の整備は行っておりません※規制及び許可について対応しておりません。PC やタブレット端末の導入を検討は、一部、議員より検討の声はありますが、具体的な検討はなされておられません。今後、先進地等の視察を実施することも必要と思われま
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、今までそういった申し出がない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、事例、要求なく対応不明
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、持ち込みを禁止した規定はないため、持ち込みの申し出があった場合は検討が必要

- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、持込を認める根拠規定はない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、取り決めはない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、貸与しているノートパソコンについては持ち込みを許可している。個人所有のパソコン等の持ち込みは取り決めに定めていないが、現状として持ち込みを許可している。また、平成26年5月でノートパソコンの賃貸借契約が満了するため、その後のパソコン等の導入について検討する予定
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、必要があれば議会運営委員会で諮る
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、議長の許可があれば可能
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、議長や委員長の許可が必要
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、規定していない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、禁止していない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、これまで、持ち込みの申し出がない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、実例がない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、事例、規定なし
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、事例がない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、事例なし
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、事例なし
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、事例なし
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、事例なし
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、申請なし
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、特に規定していない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、特に決めていない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、明確な定めはない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、過去に協議された事例がないため、許可・不許可について決まっていない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、規定等が定められていないため断る根拠がない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、議長の許可
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、議長の許可があれば可能
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、議長や委員長の許可があれば可能（前例なし）
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは許可も禁止もしていない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは根拠規程もなく事例もないため、どちらとも言えない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、事例なし、規定なし。PC やタブレット端末の導入は事務的に検討している
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、実績なし（禁止する規定がない）
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、取り決めはありません
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、取り決めはしていない。各会派室へは、市のデスクトップ型 PC を設置している
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、申し出があれば、その都度、議長判断によるものと思われる
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、申し入れがあればその都度必要性を判断して許可している（事例なし）
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、特に取決めはしていない。PC やタブレット端末の導入は検討したが、結論に至っていない。
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、特に定めがない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、明確に禁止する規定はないが、携帯電話・録音機を持ち込まない申し合わせがあり、実質的に持ち込み不可となっている。
- ・議場や委員会室への持ち込みはタブレットのみ許可している
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、議長や委員長の許可があれば可能（前例なし）
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、議長や委員長の許可があれば可

能

- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、規定がない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、許可している状況ではない(規則無し)
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、事例がない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、規定はないが、慣例的に認めていない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、許可に関する取り決めがないため、どちらとも言えない
- ・議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは、申し合わせ事項等に許認可については掲載していない
- ・議場及び委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みについては、今後、議会運営委員会または全員協議会での協議を検討する
- ・許可に関する規程はない。持参した場合は使用しないことをお願いしている
- ・現在のところ、持ち込みの申し出はありません
- ・今のところ持ち込みについての相談はない
- ・今まで、委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みの例がありません
- ・市議会協議会への PC ・タブレット端末の持ち込みは施行で許可している
- ・持ち込みについての取り決めはなし
- ・持ち込みは、許可しているが、会議の参考とする場合の使用に限定している
- ・持ち込みの実例はありません
- ・問 4、5 については、議長、委員長の許可を得たときは、この限りでない
- ・問 4、5 については、実際に持ちこみの許可を求められた事例がないため、許可していないとした
- ・問 4 ・ 5 の許可については、議長 ・ 委員長の許可が必要
- ・問 4 及び問 5 について補足：過去に持ち込みの実績はない
- ・予算 ・ 決算特別委員会において、傍聴議員が速記録的に使用する目的の場合の PC は試行的に認める
- ・ PC やタブレット端末の使用について、現在、議員からの要望はなく、検討課題としてあがってきていない
- ・委員会室については、現在、試行的に委員長の許可により、あらかじめ保存しておいた資料の参照及びメモ作成機能に限定してパソコン（タブレット端末含む。）の持ち込みを認めている
- ・委員会室は、プロジェクターを使用する際のパソコンの持ち込みは可
- ・議員控室の各議員執務机に設置している。議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは事例がありません
- ・議場 ・ 委員会室への端末持ち込みの際には、外部との通信（インターネット ・ メール等）を禁止している

#### <環境整備>

- ・会派控室に無線ラン環境を整備している
- ・会派設置のパソコンではネット検索のほか、パソコンをネットワーク化して、議会説明資料をデータ化したものをファイルサーバに保存し、いつでも議員が閲覧できるように設定している

#### <その他>

- ・ツイッターやフェイスブック、ブログなどのソーシャルメディアを活用し、自らの近況や主張などの情報を発信する議員がふえております。その反面、ネット上の発言が誹謗中傷やデマの対象になったり、なりすましなどの不正情報の氾濫や発言の恣意的な抜粋などの危険をはらんでおります。また、この参議院選挙からネット選挙運動が解禁され、情報リテラシーの向上とともに、著作権や肖像権に対する配慮を含めたモラルやルールの確立が必要であると考えます。これらのことを踏まえ、議会に求められる情報社会のモラルやルール、リスク管理に関する研修会を、本市議会の議員全員(26人)を対象に実施したいと考えております



- 追加で調査することがあれば、ペーパーレス化（議案等）についての項目も加えて頂きたい。議場や委員会室への PC やタブレット端末の持ち込みは特に取り決めがない
- 傍聴者にもタブレット端末等を貸し出ししている議会はあるのか知りたいです
- 隣市の小松島市議会が ipad を導入している
- 大変お手数ではございますが、調査結果を一部ご恵与いただけますよう、宜しくお願いいたします
- 委員会室はありません